

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人鷺田国際特許事務所 様 〒160-0023 日本国 東京都新宿区西新宿 1-2-3-7 新宿ファーストウェスト 8階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 IP18071PW0	発送日 (日.月.年) 10.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/046574	国際出願日 (日.月.年) 28.11.2019	優先日 (日.月.年) 28.11.2018
国際特許分類 (I P C) A61M 39/02(2006.01)i; A61M 1/12(2006.01)i; A61M 25/02(2006.01)i; F16J 15/06(2006.01)i; F16L 5/02(2006.01)i FI: A61M39/02 112; A61M1/12; A61M25/02 500; F16J15/06 L; F16L5/02 J		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社ハイレックスコーポレーション		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input checked="" type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 <p style="text-align: center;">03.02.2020</p>	権限のある職員（特許庁審査官） <p style="text-align: center;">増山 慎也 3E 3642</p> <p style="text-align: center;">電話番号 03-3581-1101 内線 3346</p>
--	--	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-4	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-4	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-4	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

- 文献1 : JP 2017-104437 A (株式会社E V I ジャパン) 15.06.2017(2017-06-15)
[0070]-[0076], 図4-5 (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 3-254758 A (日本シャーウッド株式会社) 13.11.1991(1991-11-13)
第4ページ左上欄第8行-第7ページ左上欄第1行, 図1-16 (ファミリーなし)
- 文献3 : WO 93/25264 A1 (NIKOMED APS) 23.12.1993(1993-12-23)
第7ページ第20行-第16ページ第8行, 図1-9 (ファミリーなし)
- 文献4 : CN 204134042 U (心諾普医療技術(北京)有限公司) 04.02.2015(2015-02-04)
[0019]-[0029], 図1-4 (ファミリーなし)

請求項1-4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4に対して新規性、進歩性を有する。

文献1には、
線状の挿通部材(2)を挿通対象(S)に固定する挿通部材固定装置(1)であって、
本体部(3)と、前記挿通部材(2)を把持するチャック部(51)と、前記挿通部材(2)の外周に密着する内シール部(53)と、前記挿通部材(2)の線状状態を保持するために前記挿通部材(2)を支持する挿通部材支持部(101)と、前記内シール部(53)と前記挿通部材支持部(101)との移動を規制する移動規制部(52)と、
を備え、
前記本体部(3)は、
第一開口部(31)、第二開口部(32)、及び、前記第一開口部(31)と前記第二開口部(32)とを連通する連通部(33)と、前記挿通対象(S)に固定される固定部(21)と、を有し、
前記チャック部(51)は、前記挿通部材(2)が挿通される挿通部(63)と、外周に設けられて前記本体部(3)の前記連通部(33)の内壁と接触する接触部(61)とを有し、
前記内シール部(53)は、
前記挿通部材(2)が挿通されて前記挿通部材(2)の外周面に内周が密着する貫通孔(91)を有し、
前記移動規制部(52)は、
前記本体部(3)の第一開口部(31)側に接続する本体部接続部(72)と、前記内シール部(53)の外周から内側方向に押圧する内シール部押圧部(74)と、前記挿通部材支持部(101)の外周に当接する当接部(79)とを有し、
前記挿通部材支持部(101)は、
長さ方向に設けられる両端部(131側端部、132側端部)と、前記挿通部材(2)の外周に当接して前記挿通部材(2)を支持する支持部(112)と、前記移動規制部(52)の前記当接部(79)と前記挿通部材(2)とによって挟持される被挟持部(113)とを有し、
前記挿通部材支持部(101)と前記内シール部(53)とは、前記挿通部材(2)の軸方向に隣接して設けられた、
挿通部材固定装置(1)
の構成が開示されている。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

しかし、文献1-4には、挿通部材支持部と内シール部との間に、前記挿通部材支持部が挿通部材の揺動に伴う前記挿通部材支持部の本体部側端部の位置の変動を許容する空間が設けられた構成は開示されていない。

そして、上記構成により、挿通部材の揺動に伴い挿通部材支持部の本体部側端部が変動しても、本体部側端部が内シール部に接触することがなく、内シール部による挿通部材と移動規制部とのシール（密閉状態）を確保できるという顕著な効果を奏する。

第VI欄

ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書（PCT規則43の2.1及び70.10）

出願番号 特許番号	公知日 (日.月.年)	出願日 (日.月.年)	優先日(有効な 優先権の主張) (日.月.年)
JP 2019-166310 A	03.10.2019	15.02.2019	23.03.2018

2. 書面による開示以外の開示（PCT規則43の2.1及び70.9）

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日.月.年)	書面による開示以外の開示 に言及している書面の日付 (日.月.年)
-----------------	----------------------------	---